

## 第1回協議会概要

第1回合志西合志二町合併協議会を2月10日(木)午後1時30分から合志町南部町民センターにおいて開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ、委員への委嘱状交付の後、協議事項7件、提案事項28件の審議が行われ、続いて各種要項等の5件の報告がありました。

### 【協議事項】

●協議第 1号 合志西合志二町合併協議会会議運営規程について

協議会の会議の議決は、全会一致を原則とすることや会議を公開することが決定されました。

なお、会議録を調製し、閲覧に供することも併せて決定されました。

●協議第 2号 合志西合志二町合併協議会監査委員の選任同意について

合志町代表監査委員 西島健二氏、西合志町代表監査委員 緒方一喜氏の両名に協議会監査委員を委嘱することが同意されました。

●協議第 3号 合志西合志二町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償取扱要領について

協議会の会議及び小委員会に出席した場合、日額3,700円、費用弁償2,200円を支給することが決定されました。

●協議第 4号 議会議員の定数及び任期に関する小委員会設置規程について

議会議員の定数及び任期に関して、各町6名の委員で調査・審議し、協議会に提案することが決定されました。

●協議第 5号 合併協議項目について

合併の方式や合併期日など基本的な項目として5項目、地方税の取扱い、議会議員の定数及び任期の取扱いなど合併特例法に規定された6項目、その他41項目で協議を行っていくことが確認されました。

●協議第 6号-1 新市の名称について

新市の名称について公募を行うことが決定され、募集要項が確認されました。

### 【募集要項の主な内容】

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 応募資格  | どなたでも応募可  |
| 2. 名称の表記 | ①既存の市名にないもの<br>②地域がイメージできるもの<br>③地域の特徴を表すもの<br>④地域の歴史、文化にちなんだもの<br>⑤地域の住民の理想、願いちなんだもの<br>⑥その他新市にふさわしいもの |

- ① を原則基準とし、②から⑥の条件の一つ以上に該当する名称で、漢字、ひらがなカタカナを使用。あるいは、これらの組み合わせ。
3. 賞品 名付け親大賞1名（複数の場合は抽選）5万円（現金または賞品）
  4. 応募方法 応募用紙、官製ハガキ、FAX、Eメールなど
  5. 応募期間 平成17年2月11日から平成17年3月7日まで（必着）

●協議第 7号 電算システムの取扱いについて

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時に新規システムで統一し、ネットワークにより運用することが確認されました。

【提案事項】

●協議第 8号 合併の方式について

合志町と西合志町の合併は、新設（対等）合併とすることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第 9号 合併の期日について

住民生活への影響、事務遂行上の観点、新市移行準備期間などを考慮し、平成18年2月27日（月）とすることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第10号 新市の事務所について

2町の現庁舎を有効活用するため分庁方式を採用し、事務所の位置は合志町大字竹迫2140番地（現合志町役場）とすることが提案されました。

また、分庁方式については住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性の観点から検証を行うことも併せて提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第11号 特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分は、その設置、定数及び任期について法令などの定めるところにより決定し、附属機関等及びその他の特別職については、2町に設置されているものは原則統合し、1町のみの場合は、その設置の必要性について見直しを行い、合併時まで調整することが提案されました。

なお、特別職の職員の報酬は、合併時まで調整することも提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第12号 町、字の区域及び名称について

字の区域は従前のままとし、「合志町大字\*\*\*」を「〇〇市\*\*\*」に置き換え、「西合志町大字\*\*\*」は、「〇〇市\*\*\*」とすることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。」

●協議第13号 自治会、行政区の取扱い

行政区は、現行を基本に新市において再編を検討すること。囑託員の名称、委託の内容、

報酬等については、合併までに総合的な調整を行うことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第14号 条例、規則の取扱いについて

「合志西合志二町合併に関する条例、規則の整備方針」により整備することが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

(整備方針案)

1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
2. 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
3. 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

●協議第15号 窓口業務の取扱いについて

取扱い業務については、各庁舎で内容を統一し、各支所等においては、適正な人員配置によりサービスの低下にならないよう合併までに調整し、平日の時間外、閉庁日の対応については合併までに総合的な調整を行うことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第16号 消防団の取扱いについて

2町の消防団は合併時に統合すること。任用については、満18歳以上で志操堅固、且つ身体強健な者とし、合併後の新入団員は、市内に居住または勤務する者とするなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第17号 防災、交通安全関係の取扱いについて

防災会議については合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定すること。災害予防または災害応急対策については、合併時までに調整すること。街灯の設置については、新市で交付要領を制定し助成を行うことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第18号 第三セクターの取扱いについて

合併時における出資金のすべてを新市に引き継ぎ、当該施設の管理運営は現行のとおりとすることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第19号 使用料、手数料の取扱いについて

施設使用料及び手数料については、現行のとおりとすることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第20号 納税関係の取扱いについて

納税方法や口座振替納税制度、滞納処分等については、現行のまま新市に引き継ぐことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第21号 介護保険事業の取扱いについて

第1号被保険者の保険料は、平成18年度の保険料改定に合わせて算定・統一を図ることとする。減免については、次期介護保険事業計画で検討すること。保険給付は2町相違ないので現行のとおり新市に引き継ぐことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第22号-1 各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱いについて

現行の制度や施設を新市に引き継ぐもの11件、調整して統一するもの20件、制度を見直して調整するもの7件、廃止2件の提案がありました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第23号 社会福祉協議会の取扱いについて

2町の社会福祉協議会は、合併時に統合できるよう調整に努めること。事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努めることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第24号 生活環境事業の取扱いについて

犬の登録、狂犬病予防注射済票交付、騒音・振動規制、悪臭防止、水質汚濁防止、墓地の改葬等の許可事務など現行の制度を新市に引き継ぐことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第25号 ごみ処理の取扱いについて

可燃物、資源物、埋立ごみの処理手数料については、西合志町の例によること。指定袋の形状等その他については、合併までに統一することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第26号 し尿処理の取扱いについて

し尿等の収集運搬形態については現行のとおり新市に引き継ぐことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第27号 建設関係事業の取扱いについて

町道については、市道として新市に引き継ぎ、市道認定基準については、合併までに統一すること。法定外公共物については、現行のまま新市に引き継ぎ、条例・使用料については合併までに統一することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第28号 都市計画の取扱いについて

都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、新市において速やかに策定することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第29号 公営住宅の取扱いについて

町営住宅の家賃算定方法については、平成18年度以降の家賃算定から統一し、合併によって家賃が増額となる場合は、3年間、減免の措置を講ずること。町営住宅の入居資格基準や入居者の選考基準については、合併までに調整することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第30号 小中学校の通学区域の取扱いについて

小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、合併後見直しを含め検討を行うことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第31号 社会体育関係の取扱いについて

社会体育施設及び施設の管理運営体制については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、施設の有効利用を促進することや類似する各種スポーツ行事については統合、再編することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第32号 人権対策関係の取扱いについて

人権擁護の条例制定を新市で策定することや専門部署の設置、専門職員の配置をおこなうことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第33号 国際交流事業の取扱いについて

人材育成を目的とした海外研修事業は、新市に引き継ぎ、その事業内容等については新市発足までに調整することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第34号 情報公開の取扱いについて

新市においても情報公開条例を策定することや個人情報保護の基本的事項を定めた条例を新市において制定することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第35号-1 その他の事務事業（選挙、監査、文書管理）の取扱いについて

選挙に関しては、投票区は当面現行のとおりとすることや選挙公営については、合併までに調整することが提案されました。

監査に関しては、2町概ね相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐことや監査の実施日などについては、合併までに調整することが提案されました。

文書管理に関しては、必要な事項を定め合併までに統一することが提案されました。それぞれ持ち帰って次回協議されます。

【報告事項】

合志西合志二町合併協議会財務取扱要領、平成16年度事業計画及び会計予算、幹事会設置規程、専門部会設置規程、事務局規程が報告されました。

## 第2回協議会概要

第2回合志西合志二町合併協議会を2月22日(火)午後1時30分から西合志町民センターにおいて開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつの後、協議事項28件、提案事項18件の審議が行われ、続いて1件の報告がありました。

### 【協議事項】

#### ●協議第8号 合併の方式について

合志町と西合志町の合併は、新設(対等)合併とすることが確認されました。

#### ●協議第9号 合併の期日について

住民生活への影響、事務遂行上の観点、新市移行準備期間などを考慮し、平成18年2月27日(月)とすることが確認されました。

#### ●協議第10号 新市の事務所について

2町の現庁舎を有効活用するため分庁方式を採用し、事務所の位置は合志町大字竹迫2140番地(現合志町役場)とすることが確認されました。

また、分庁方式については住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性の観点から検証を行うことも併せて提案されました。

具体的な組織編成の際には、住民の利便性に十分配慮するよう意見が提出されました。

#### ●協議第11号 特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分は、その設置、定数及び任期について法令などの定めるところにより決定し、附属機関等及びその他の特別職については、2町に設置されているものは原則統合し、1町のみ場合は、その設置の必要性について見直しを行い、合併時まで調整することが確認されました。

なお、特別職の職員の報酬は、合併時まで調整することも確認されました。

#### ●協議第12号 町、字の区域及び名称について

字の区域は従前のままとし、「合志町大字\*\*\*」を「〇〇市\*\*\*」に置き換え、「西合志町大字\*\*\*」は、「〇〇市\*\*\*」とすることが提案されていましたが、新市の名称決定後に協議することとなりました。

#### ●協議第13号 自治会、行政区の取扱い

行政区は、現行を基本に新市において再編を検討すること。嘱託員の名称、委託の内容、報酬等については、合併までに総合的な調整を行うことが確認されました。

#### ●協議第14号 条例、規則の取扱いについて

「合志西合志二町合併に関する条例、規則の整備方針」により整備することが確認されま

した。

なお、整備方針は、第1回協議会概要に記載してあります。

●協議第15号 窓口業務の取扱いについて

取扱い業務については、各庁舎で内容を統一し、各支所等においては、適正な人員配置によりサービスの低下にならないよう合併までに調整し、平日の時間外、閉庁日の対応については合併までに総合的な調整を行うことが確認されました。

●協議第16号 消防団の取扱いについて

2町の消防団は合併時に統合すること。任用については、満18歳以上で志操堅固、且つ身体強健な者とし、合併後の新入団員は、市内に居住または勤務する者とするなどが確認されました。

なお、団員確保の面や費用面など総合的に検討して編成に当たって欲しいとの意見が出されました。

●協議第17号 防災、交通安全関係の取扱いについて

防災会議については合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定すること。災害予防または災害応急対策については、合併時までに調整すること。街灯の設置については、新市で交付要領を制定し助成を行うことなどが確認されました。

●協議第18号 第三セクターの取扱いについて

合併時における出資金のすべてを新市に引き継ぎ、当該施設の管理運営は現行のとおりとすることが確認されました。

●協議第19号 使用料、手数料の取扱いについて

施設使用料及び手数料については、現行のとおりとすることが確認されました。

なお、使用料の調整について、出来る限り住民負担増とならないようにとの意見が出されました。

●協議第20号 納税関係の取扱いについて

納税方法や口座振替納税制度、滞納処分等については、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

●協議第21号 介護保険事業の取扱いについて

第1号被保険者の保険料は、平成18年度の保険料改定に合わせて算定・統一を図ることとする。減免については、次期介護保険事業計画で検討すること。保険給付は2町相違ないので現行のとおり新市に引き継ぐことなどが確認されました。

●協議第22号-1 各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱いについて

現行の制度や施設を新市に引き継ぐもの11件、調整して統一するもの20件、制度を見

直して調整するもの7件、廃止2件について確認されました。

●協議第23号 社会福祉協議会の取扱いについて

2町の社会福祉協議会は、合併時に統合できるよう調整に努めること。事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努めることが確認されました。

●協議第24号 生活環境事業の取扱いについて

犬の登録、狂犬病予防注射済票交付、騒音・振動規制、悪臭防止、水質汚濁防止、墓地の改葬等の許可事務など現行の制度を新市に引き継ぐことなどが確認されました。

●協議第25号 ごみ処理の取扱いについて

可燃物、資源物、埋立ごみの処理手数料については、西合志町の例によること。指定袋の形状等その他については、合併までに統一することなどが確認されました。

●協議第26号 し尿処理の取扱いについて

し尿等の収集運搬形態については現行のとおり新市に引き継ぐことが確認されました。

●協議第27号 建設関係事業の取扱いについて

町道については、市道として新市に引き継ぎ、市道認定基準については、合併までに統一すること。法定外公共物については、現行のまま新市に引き継ぎ、条例・使用料については合併までに統一することなどが確認されました。

●協議第28号 都市計画の取扱いについて

都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、新市において速やかに策定することなどが確認されました。

●協議第29号 公営住宅の取扱いについて

町営住宅の家賃算定方法については、平成18年度以降の家賃算定から統一し、合併によって家賃が増額となる場合は、3年間、減免の措置を講ずること。町営住宅の入居資格基準や入居者の選考基準については、合併までに調整することなどが確認されました。

●協議第30号 小中学校の通学区域の取扱いについて

小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、合併後見直しを含め検討を行うことなどが確認されました。

●協議第31号 社会体育関係の取扱いについて

社会体育施設及び施設の管理運営体制については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、施設の有効利用を促進することや類似する各種スポーツ行事については統合、再編することなどが確認されました。

●協議第32号 人権対策関係の取扱いについて

人権擁護の条例制定を新市で策定することや専門部署の設置、専門職員の配置を行うことなどが確認されました。

●協議第33号 国際交流事業の取扱いについて

人材育成を目的とした海外研修事業は、新市に引き継ぎ、その事業内容等については新市発足までに調整することなどが確認されました。

●協議第34号 情報公開の取扱いについて

新市においても情報公開条例を策定することや個人情報保護の基本的事項を定めた条例を新市において制定することなどが確認されました。

●協議第35号-1 その他の事務事業（選挙、監査、文書管理）の取扱いについて

選挙に関しては、投票区は当面現行のとおりとすることや選挙公営については、合併までに調整することが確認されました。

監査に関しては、2町概ね相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐことや監査の実施日などについては、合併までに調整することが確認されました。

文書管理に関しては、必要な事項を定め合併までに統一することが確認されました。

【提案事項】

●協議第22号-2 各種福祉制度（児童福祉）の取扱いについて

現行のまま新市に引き継ぐもの14件、合志町の例により引き継ぐもの4件、調整・統一するもの8件、新たに実施するもの1件が提案されました。持ち帰って次回協議協議されます。

●協議第35号-2 その他の事務事業（土地開発公社等）の取扱いについて

土地開発公社については、統合して新市の土地開発公社として存続することや財政事情、バランスシート及び行政コスト計算書の公表方法について合併までに調整することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第36号 財産及び債務の取扱いについて

両町の所有する財産及び債務は、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐこととし、財政調整基金、減債基金は平成16年度標準財政規模相当額の20%以上を総額で持ち寄ることや国民健康保険財政調整基金は平成16年度保険給付総額の15%以上を持ち寄ることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第37号 地方税の取扱いについて

個人市民税、固定資産税については、単税法式を採用し、納税義務者、税率、特別徴収の納期は現行のとおりとし、納期を6月から1月までの8期とすること。都市計画税は、新市においても課税しないことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第38号 新市建設計画について

新市建設計画の原案が示されました。また、各町による説明会を実施し、そこでの意見などを踏まえて修正を行い、県協議を経て確認とのスケジュールが併せて示されました。

●協議第39号 慣行の取扱いについて

市章を公募すること。市民憲章、市の花、市の木、キャッチフレーズなどについては新市で制定すること。町歌、愛唱歌については新市に引き継ぐことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第40号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、実情を尊重しながら統合に努めることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第41号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加することが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第42号 国民健康保険の取扱いについて

税率については合併までに調整することや人間ドックの助成は35歳以上の者で費用の7割以内とし、限度額については合併までに調整することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第43号 保健衛生関係事業の取扱いについて

母子保健事業、育児等健康支援事業、歯科保健事業等については、現行の事業を新市に引き継ぎ、実施内容等について合併までに調整統一すること。老人保健事業については、単独検診を速やかに複合、総合検診に移行できるよう調整することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第44号 農林水産関係事業の取扱いについて

水田農業経営確立対策事業については、合併時の対策に応じた事業推進を図るよう新市において調整することや農業振興地域整備促進計画、農業経営基盤強化促進事業、農業後継者育成、畜産振興、農産振興などについては、現行のまま新市に引き継ぐことが提案されました。また、補助金等の個人給付については、合併までに調整統一を図ることが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第45号 商工観光関係事業の取扱いについて

企業誘致について新市においても引き続き支援措置を講ずることや物産物振興について新市にでもさらに振興を図ることなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第46号 上水道事業等の取扱いについて

上水道、簡易水道の使用料、加入金、検針業務については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一することや料金の減免制度については合併までに統一することが提案されました。また、工業用水道の使用料、検針業務、料金の減免制度等については、現行のまま新市に引き継ぐことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第47号 下水道事業の取扱いについて

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐことや使用料、受益者負担金、受益者分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第48号 学校教育関係の取扱いについて

学校教育の各種事業については、新市においても充実に努めるものとし、内容については合併までに調整することや奨学金については、新市でも実施し、貸付額、貸与条件等は合併までに調整することが提案されました。また、給食については、センター方式と単独方式を等分の間、現行のとおり新市に引き継ぐことが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第49号 社会・生涯教育関係の取扱いについて

各講座や事業については、今までの経緯や住民の要望を考慮のうえ検討調整し、新市で実施することや町指定文化財については、新たに市指定文化財の指定を行うことなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第50号 広報広聴関係事業の取扱いについて

広報誌については、内容、配付方法等を合併までに調整することやホームページを新市発足時に開設することなどが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

●協議第51号 地域振興事業の取扱いについて

地区魅力化事業については、新市発足までに制度を統一するが、事業が完了していない場合は、当該事業が完了するまで旧町の例で引き継ぐことが提案されました。また、まちづくり政策等への提言、提案、調査などを行う委員会の設置については、新市で検討することが提案されました。持ち帰って次回協議されます。

## 第3回協議会概要

第3回合志西合志二町合併協議会を3月4日(金)午後1時30分から合志町南部町民センターにおいて開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつの後、協議事項18件、提案事項6件の審議が行われました。また、新市の名称選定方法についての協議が行われました。

### 【協議事項】

#### ●協議第22号-2 各種福祉制度(児童福祉)の取扱いについて

現行のまま新市に引き継ぐもの14件、合志町の例により引き継ぐもの4件、調整統一するもの8件、新たに実施するもの1件が確認されました。

#### ●協議第35号-2 その他の事務事業(土地開発公社等)の取扱いについて

土地開発公社については、統合して新市の土地開発公社として存続することや財政事情、バランスシート及び行政コスト計算書の公表方法について合併までに調整することなどが確認されました。

#### ●協議第36号 財産及び債務の取扱いについて

両町の所有する財産及び債務は、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐこととし、財政調整基金、減債基金は平成16年度標準財政規模相当額の20%以上を総額で持ち寄ることや国民健康保険財政調整基金は平成16年度保険給付総額の15%以上を持ち寄ることが確認されました。

#### ●協議第37号 地方税の取扱いについて

個人市民税、固定資産税については、単税法式を採用し、納税義務者、税率、特別徴収の納期は現行のとおりとし、納期を6月から1月までの8期とすること。都市計画税は、新市においても課税しないことなどが確認されました。

#### ●協議第38号 新市建設計画について

新市建設計画の原案について各町による説明会などで出された意見などを踏まえて修正のうえ確認されました。

なお、委員から「子育て支援日本一のまちづくり」を新市の目標とするよう提言があり、全会一致で同意されました。

今後、県協議を経て、県知事から「異議ない」旨の回答があつて「新市建設計画」として確定します。

#### ●協議第39号 慣行の取扱いについて

市章を公募すること。市民憲章、市の花、市の木、キャッチフレーズなどについては新市で制定すること。町歌、愛唱歌については新市に引き継ぐことなどが確認されました。

●協議第40号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、実情を尊重しながら統合に努めることが確認されました。

●協議第41号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加することが確認されました。

●協議第42号 国民健康保険の取扱いについて

税率については合併までに調整することや人間ドックの助成は35歳以上の者で費用の7割以内とし、限度額については合併までに調整することなどが確認されました。

●協議第43号 保健衛生関係事業の取扱いについて

母子保健事業、育児等健康支援事業、歯科保健事業等については、現行の事業を新市に引き継ぎ、実施内容等について合併までに調整統一すること。老人保健事業については、単独検診を速やかに複合、総合検診に移行できるよう調整することなどが確認されました。

なお、乳幼児医療費補助の対象年齢の拡大について検討するよう要望が出されました。

●協議第44号 農林水産関係事業の取扱いについて

水田農業経営確立対策事業については、合併時の対策に応じた事業推進を図るよう新市において調整することや農業振興地域整備促進計画、農業経営基盤強化促進事業、農業後継者育成、畜産振興、農産振興などについては、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。また、補助金等の個人給付については、合併までに調整統一を図ることが確認されました。

●協議第45号 商工観光関係事業の取扱いについて

企業誘致について新市においても引き続き支援措置を講ずることや物産物振興について新市にでもさらに振興を図ることなどが確認されました。

●協議第46号 上水道事業等の取扱いについて

上水道、簡易水道の使用料、加入金、検針業務については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一することや料金の減免制度については合併までに統一することが確認されました。また、工業用水道の使用料、検針業務、料金の減免制度等については、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

●協議第47号 下水道事業の取扱いについて

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐことや使用料、受益者負担金、受益者分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一することなどが確認されました。

●協議第48号 学校教育関係の取扱いについて

学校教育の各種事業については、新市においても充実に努めるものとし、内容については合併までに調整することや奨学金については、新市でも実施し、貸付額、貸与条件等は合併までに調整することが確認されました。また、給食については、センター方式と単独方式を等分の間、現行のとおり新市に引き継ぐことも確認されました。

なお、委員から「当分の間」ではなく、将来は単独方式で統一できるよう検討して欲しいとの意見が提出されました。

●協議第49号 社会教育・生涯学習関係の取扱いについて

各講座や事業については、今までの経緯や住民の要望を考慮のうえ検討調整し、新市で実施することや町指定文化財については、新たに市指定文化財の指定を行うことなどが確認されました。

なお、委員から社会・生涯教育は、「社会教育・生涯学習」と表現することが適当との意見が出され、協議項目の名称を意見のとおり修正しました。

●協議第50号 広報広聴関係事業の取扱いについて

広報誌については、内容、配付方法等を合併までに調整することやホームページを新市発足時に開設することなどが確認されました。

●協議第51号 地域振興事業の取扱いについて

地区魅力化事業については、新市発足までに制度を統一するが、事業が完了していない場合は、当該事業が完了するまで旧町の例で引き継ぐことが確認されました。また、まちづくり政策等への提言、提案、調査などを行う委員会の設置については、新市で検討することも確認されました。

なお、委員から委員会の設置については、新市で検討となっているが、極力設置の方向で検討するよう意見が提出されました。

【提案事項】

●協議第22号-3 各種福祉制度（障害者福祉、その他の福祉）の取扱いについて

事業として存続するもの38件、調整統一して実施するもの9件、合志町や西合志町の例により継続して実施するもの5件、新市において調整するもの10件が提案されました。持ち帰って第6回協議会で協議されます。

●協議第35号-3 その他の事務事業（指定金融機関）の取扱いについて

両町長により調整し、その結果を協議会に報告することが提案されました。持ち帰って第6回協議会で協議されます。

●協議第52号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐことや職の設置、職名及び給与については、合併時に統一し、新市において定員適正化計画を策定することなどが提案されました。

また、再任用制度は西合志町の例によることが提案されました。持ち帰って第6回協議会で協議されます。

●協議第53号 地域審議会等の取扱い

両町の地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を充実させることで住民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが提案され、新市の一体性の速やかな確保に難点がある地域審議会や地域自治区、合併特例区等の設置は行わないとの提案がありました。持ち帰って第6回協議会で協議されます。

●協議第54号 事務機構及び組織の取扱いについて

「新市における事務機構及び組織の整備方針」により整備することが提案されました。持ち帰って第6回協議会で協議されます。

(整備方針)

1. 住民にとってわかりやすく、利用しやすい機構・組織
2. 住民の声を適正に反映することができる機構・組織
3. 新市建設計画を円滑に遂行できる機構・組織
4. 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な機構・組織
5. 新たな行政課題や緊急時に即応できる機構・組織
6. 現庁舎を有効活用できる機構・組織

●協議第55号 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて

団体等への補助金等については、同一または同種のものとは統一できるよう調整し、一方の町のみが行っているものは廃止を含めて新市発足までに調整することや各町独自のものについては、新市発足までに調整するなど基本的な調整方針が提案されました。

また、事業についても同一・同種の補助金等は制度の統一に向け調整し、各町独自のものについては新市発足までに調整することや他の補助制度等に整理統合できるものは廃止するなど基本的な調整方針が提案されました。持ち帰って第6回協議会で協議されます。

【その他の事項】

新市の名称選定方法について、第4回協議会で提出予定の新市名称応募一覧から各町ごとに3点を選定し、各町持ち帰って2点を選定すること。

第6回協議会で各町選定の2点(計4点)を持ち寄り、協議で決定すること。協議による決定が困難な場合、委員1人1票無記名投票で決定することが確認されました。

## 第4回協議会概要

第4回合志西合志二町合併協議会を3月12日(土)午前10時から西合志町民センターにおいて開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつの後、公募により寄せられた新市の名称候補一覧が提出され、各町ごとに3点を選定する協議を行いました。

### ●協議第6号ー2 新市の名称(候補選定)について

平成17年2月11日から同年3月7日(必着)で実施された新市の名称候補の応募一覧が示されました。応募総数1,387件、新市の名称419件の応募があり、この中から各町3点の選定が行われました。

選定された名称は、次のとおり。

「菊南市」

「合志市」(両町が選定)

「合志野市」

「新合志市」

「北熊本市」

この5点を持ち帰ったうえ、3月21日開催予定の第6回協議会で各町2点を持ち寄り協議されます。

## 第5回協議会概要

第5回合志西合志二町合併協議会を3月18日(金)午後5時から合志町役場会議室において開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつの後、2件の提案が行われました。

### ●協議第56号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

吉廣議会議員の定数及び任期に関する小委員会委員長から任期については、現議員は、平成19年4月30日まで引き続き、新市の議会の議員として在任すること。定数については新市における一般選挙の定数は24人とし、選挙区は設けない、との提案がありました。持ち帰って次回協議されます。

任期については、6回に亘る小委員会の審議のなかで本則選挙と在任特例の意見が平行線をたどり、調整が困難であったが、最終的に新市建設計画について責任を負うのは協議に参加した現議員の責務との認識で一致したため、平成19年4月30日まで現議員が引き続き新市の議員として在任するとの提案に至ったこと。

定数については、人口5万人以上10万人未満の市の法定数は30人であるが、平成12年国勢調査人口に従い、上限を26人として検討した結果、経費の観点、住民意向の反映、議会の機能などの観点から2人削減の24人が適当であること。また、新市の速やかな一体性の確立の観点、1票の格差の観点などから選挙区の設置は行わないとの判断となったことが紹介されました。

### ●協議第57号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

選挙による農業委員会委員については、平成19年2月26日までの1年間、引き続き新市の選挙による農業委員会委員として在任すること。新市における選挙による農業委員会委員の定数は21人とし、選挙区(旧合志町12人、旧西合志町9人)を設けるとの提案がありました。また、選任による農業委員会委員については、法令の定めによることも併せて提案されました。

## 第6回協議会概要

第6回合志西合志二町合併協議会を3月21日(月)午後1時30分から西合志町民センターにおいて開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつの後、協議事項11件の審議と1件の報告が行われました。

### 【協議事項】

#### ●協議第6号-3 新市の名称について

第4回協議会で選定された5点から各町が持ち寄った菊南市、合志市、合志野市、北熊本市から協議により決定することとしておりましたが、委員から投票で決したいとの意見が提出されました。協議の結果、投票で決定することとなりました。

投票による決定の方法は、1回につき委員1人1票無記名で行うこととし、最上位が委員の2/3を獲得した場合は、その候補を新市の名称と決定すること。獲得しなかった場合、最下位候補を外していく方法を採用することとなりました。

第1回の投票の結果、合志市21票、合志野市4票(投票総数25票、有効数25票)となり、合志市が2/3以上を獲得したため、新市の名称に決定されました。

#### ●協議第12号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

第1回協議会で提案され、新市の名称決定後に協議を行うことになっていましたが、原案のとおり確認されました。

新市においては、「菊池郡合志町大字〇〇」が「合志市〇〇」に、「菊池郡西合志町大字〇〇」が「合志市〇〇」となります。

#### ●協議第22号-3 各種福祉制度(障害者福祉、その他の福祉)の取扱いについて

事業として存続するもの38件、調整統一して実施するもの9件、合志町や西合志町の例により継続して実施するもの5件、新市において調整するもの10件が確認されました。

なお、第3回協議会で委員から意見がありました「障害者福祉の取扱いについては、ノマライゼーションの理念を尊重し、次のとおりとする」との一文を加えました。

#### ●協議第35号-3 その他の事務事業(指定金融機関)の取扱いについて

両町長により調整し、その結果を協議会に報告することが確認されました。

#### ●協議第52号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐことや職の設置、職名及び給与については、合併時に統一し、新市において定員適正化計画を策定することなどが確認されました。

また、再任用制度は西合志町の例によることも確認されました。

#### ●協議第53号 地域審議会等の取扱い

両町の地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を充実させることで住民と行政の協働

のまちづくりを進めていくことが了承され、新市の一体性の速やかな確保に難点がある地域審議会や地域自治区、合併特例区等の設置は行わないことが確認されました。

●協議第54号 事務機構及び組織の取扱いについて

「新市における事務機構及び組織の整備方針」により整備することが確認されました。なお、同整備方針」は第3回協議会概要に記載してあります。

●協議第55号 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて

団体等への補助金等については、同一または同種のものとは統一できるよう調整し、一方の町のみが行っているものは廃止を含めて新市発足までに調整することや各町独自のものについては、新市発足までに調整するなど基本的な調整方針が確認されました。

また、事業についても同一・同種の補助金等は制度の統一に向け調整し、各町独自のものについては新市発足までに調整することや他の補助制度等に整理統合できるものは廃止するなど基本的な調整方針が確認されました。

●協議第56号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

2町の現議員は、平成19年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任すること及び定数は24人とし、選挙区は設けないことが確認されました。

●協議第57号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

選挙による農業委員会委員は、平成19年2月26日まで、引き続き新市の選挙による農業委員会委員として在任することとし、定数は21人（合志町12人、西合志町9人）とすることが確認されました。

●協議第58号 平成17年度合志西合志二町合併協議会事業計画及び会計予算について

平成17年度事業計画として、新市移行のための事業、協議会、小委員会、幹事会、専門部会等の開催、協議会だよりの発行等を行うこととし、それに伴う会計予算として歳入歳出予算42,003千円を計上しました。歳入は、各町負担金21,000千円。歳出は、会議費3,598千円、事業費20,610千円、事務費17,727千円を計上しました。協議の結果、原案のとおり承認されました。

【報告事項】

第3回協議会で確認された「新市建設計画原案」について、県と協議を行いました結果、3月18日付けで県知事から「異議ない」旨の回答があったことが報告されました。

【その他の事項】

合志町委員から全協議項目確認の機会に新市建設計画に明記されている「将来広域での合併をする場合にあっては、その中心的立場になることが期待されます。」という2町合併の意義を再確認したいとの意見が出され、「魅力ある自治体を創り上げることに精一杯の努力を傾け、更なる広域合併の機会が到来したときは、合志市がその中心的役割を果たせるよう

頑張ろう」との決意が確認されました。

## 第7回協議会概要

第7回合志西合志二町合併協議会を平成17年4月19日(火)午後3時から西合志町民センターにおいて開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、新しく同協議会委員に就任された中村菊池地域振興局長に対して委嘱状が交付され、議題については以下のとおり報告等がなされました。

### 【報告事項】

報告第9号 平成17年度合志西合志二町合併協議会スケジュールについて

平成17年度において初めての会合となりましたので、合併期日までのスケジュールについて報告されました。

報告第10号 合志市市章募集要項について

新市の市章については、第3回協議会で決定されました「慣行の取扱い」の中で、新市の発足までに選定し、新市において新たに制定することが確認されておりましたが、今回の協議会では、選定に当たっては公募を行うことが確認され、合わせて同募集要項について報告がなされました。

報告第11号 合志西合志二町合併協議会特別職報酬等審議会設置規程について

市長はじめ議員等の特別職の報酬額については、第2回協議会で決定されました「特別職の職員の身分の取扱い」の中で、合併時までに調整することとされておりますが、今回の協議会では、調整にあたっては特別職報酬等審議会を設置することとし、そのための同審議会設置規程について報告がなされました。

報告第12号 電算システム統合に係るシステム開発業者の選定結果について

電算システム統合については、第1回協議会で決定されました「電算システムの取扱い」の中で、合併時に新規システムで統一し、ネットワークにより運用することが確認されておりましたが、今回の協議会では、統合のためのシステム開発業者について、(株)RKKコンピューターサービスに選定されたことについて報告がなされました。

### 【その他の事項】

新市名称の名付け親大賞の決定について

新市の名称については、第6回協議会において「合志(こうし)市」に決定されておりますが、今回の協議会では、名付け親大賞の抽選が行われ、合志町にお住まいの女性の方が同大賞に決定されました。

なお、次回の協議会で表彰を行うこととなります。

## 第8回協議会概要

第8回合志西合志二町合併協議会を平成17年5月27日（金）午後1時30分から合志町役場において開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、第7回協議会で新市の名付け親大賞に決定された合志町にお住まいの橋本ますみ様に対しまして、秋吉会長から表彰状と賞金が贈呈され、議題については以下のとおり協議等がなされました。

### 【協議事項】

- 協議第60号 平成16年度合志西合志二町合併協議会会計決算の認定について

平成16年度の決算内容について資料により事務局から報告があった後、西島監査委員から監査報告がなされ協議会で認定されました。

### 【報告事項】

- 報告第13号 新市の指定金融機関の決定について

新市の指定金融機関については、第6回協議会で決定されました「その他事務事業の取扱い」の中で、両町長により調整し、調整結果を協議会に報告することが確認されておりましたが、今回の協議会では、調整の結果「菊池地域農業協同組合」を指定金融機関に選定したことについて報告がなされました。

## 第9回協議会概要

第9回合志西合志二町合併協議会を平成17年6月29日(水)午後1時30分から西合志町民センターにおいて開催されました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、議題については以下のとおり協議等がなされました。

### 【協議事項】

#### 協議第61号 事務機構及び組織の取扱いについて

新市の事務機構及び組織の取扱いについては、第6回協議会で「新市における事務機構及び組織の整備方針」が決定されていましたが、今回の協議会では同整備方針に基づき検討された事務機構及び組織案について説明がなされました。

委員からは、雇用対策や子育て支援等の各種施策の所管課等についての質問がなされました。

協議第61号は重要な協議事項となるため、持ち帰って次回協議会で協議することとされました。

#### 協議第62号 合志市「市章」候補選定に関する小委員会設置規程について

合志市「市章」候補選定に関する小委員会の設置規程について説明がなされ、了承されました。

### 【報告事項】

#### 報告第14号 ごみ処理の取扱いについて

第2回協議会で決定されました「ごみ処理の取扱い」の中で、「指定袋の形状等」及び「粗大ごみの品目の細分化」については合併までに調整するとされていましたが、今回の協議会ではその調整結果が報告されました。

## 第10回協議会概要

第10回合志西合志二町合併協議会を平成17年7月19日(火)午後1時30分から合志町役場において開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、議題については以下のとおり協議等がなされました。

### 【協議事項】

協議第61号 事務機構及び組織の取扱いについて

第9回協議会において、事務機構及び組織案について事務局から説明があり、持ち帰り検討するとなっておりましたので、今回は両町の代表者から検討結果が報告されました。

両町ともに賛成であるとし原案は了承されましたが、委員からは、職責を考慮した議会事務局長への部長級の配置や、行政改革の観点から新市においても常に事務機構を見直す必要があるといった要望が出されております。

### 【報告事項】

報告第15号 合志西合志二町合併協議会特別職報酬等審議会答申について

去る7月15日に安武同審議会会長からあつておりました答申について、事務局から内容が報告されました。

## 第 1 1 回協議会概要

第 1 1 回合志西合志二町合併協議会を平成 1 7 年 8 月 1 9 日（水）午後 1 時 3 0 分から西合志町民図書館集会室において開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、議題については以下のとおり協議等がなされました。

### 【報告事項】

#### 報告第 1 6 号 廃置分合の告示について

平成 1 7 年 7 月 2 1 日付けで総務大臣から合志市誕生に係る廃置分合の告示がございましたので、その内容について報告がありました。

#### 報告第 1 7 号 - 1 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いの中で、合併までに調整するとされておりました以下の項目について、その調整結果が報告されました。

- ・ チャイルドシートの購入費補助（児童福祉）
- ・ 身体障害者紙おむつ支給事業（障害者福祉）
- ・ スポーツ参加促進事業（障害者福祉）
- ・ 民生・児童委員活動補助金（その他の福祉）

#### 報告第 1 8 号 合志市「市章」選定について

市章の応募状況（募集期間：H17.6.1～8.1）と市章選定のために設置した小委員会の委員名簿について報告がありました。

#### 報告第 1 9 号 特別職の報酬について

両町長の協議により、新市の特別職の報酬は、第 1 0 回協議会において報告された特別職報酬等審議会からの答申内容のとおり決定した旨の報告がなされましたが、委員からは監査委員の報酬額において、同様の業務を行いながら識見委員と議会選出委員に差があるのは納得できないなどの意見が出され、同項目は保留扱いとなり再提出を行うことになりました。

## 第 1 2 回協議会概要

第 1 2 回合志西合志二町合併協議会を平成 1 7 年 1 0 月 3 日（月）午後 1 時 3 0 分から合志町役場会議室において開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、議題については以下のとおり協議等がなされました。

### 【協議事項】

協議第 6 3 号 合志市「市章」選定について

市章選定に関する小委員会の末永委員長から、小委員会での選定経緯や候補作品として選定した 5 作品について報告があり、次回協議会までに両町それぞれ最終候補 2 点を選定し、その中から次回協議会で合志市市章を決定することが確認されました。

協議第 6 4 号 平成 1 7 年度合志西合志二町合併協議会補正予算について

平成 1 8 年度から施行する介護保険事業計画書を本年度内に策定する必要があるため、策定に係る経費について、補正予算が提案され了承されました。

### 【報告事項】

報告第 2 0 号 生活環境事業の取扱いについて

新市における環境美化推進事業として、「合志市環境美化推進員」を設置し生活環境の保全及び公衆衛生の向上や、ごみの減量化及び再資源化等について、新市で推進することが報告されました。

また、環境に関する基本事項を審議するため、合志市環境保全審議会を設置することが報告されました。

報告第 2 1 号 合志西合志二町合併協議会介護保険事業計画等策定委員会設置規程について

平成 1 8 年度から施行する介護保険事業計画書を本年度内に策定する必要があるため、策定のための委員会設置と関係規程について報告がありました。

報告第 1 9 号 特別職の報酬について

前回の協議会で監査委員の識見委員と議会選出委員の報酬差額の問題で「保留」扱いとなっていました「特別職の報酬」については、事務局から追加資料による補足説明が行われ了承されました。

## 第13回協議会概要

第13回合志西合志二町合併協議会を平成17年10月26日(水)午後1時30分から西合志町民図書館において開催しました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、議題については以下のとおり協議等がなされました。

### 【協議事項】

協議第63号 合志市「市章」選定について

両町がそれぞれ選定した最終候補の2点は、同一作品となったため、同2点から委員による投票の結果、熊本市の萱野光俊さんの作品が最優秀賞に選ばれ新市の市章に決定されました。

### 【報告事項】

報告第22号 - 2 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度について、以下の項目についての調整結果が報告されました。

- ・ 家族介護慰労事業
- ・ 重度身体障害者(児)等介護者手当
- ・ 町民相談事業(心配ごと相談等)
- ・ 災害見舞金支給事務
- ・ 戦没者追悼式
- ・ 戦没者慰霊祭
- ・ 社会福祉協議会補助金

報告第23号 - 1 保健衛生関係事業の取扱いについて

保健衛生関係の組織として、「母子保健推進員」、「健康づくり推進協議会」及び「予防接種健康被害調査委員会」を設置する旨の報告がなされました。

報告第24号 農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業について、以下の項目についての調整結果が報告されました。

- ・ 農業経営基盤強化促進事業
- ・ 農業後継者育成
- ・ 畜産関係
- ・ 農産関係

報告第 2 5 号 商工観光関係事業の取扱いについて

合志市中小企業者店舗等近代化融資金利子補給に関する要綱等の概要について、報告がなされました。

報告第 2 6 号 建設関係事業の取扱いについて

市道認定基準及び法定外公共物に関する諸規程の整備について、報告がなされました。

報告第 2 7 号 上水道事業等の取扱いについて

上水道料金の減免制度や手数料についての調整結果が報告されました。

報告第 2 8 号 公営住宅の取扱いについて

市営住宅の敷金、入居資格基準及び入居者の選考基準について調整結果が報告されました。

報告第 2 9 号 - 1 学校教育関係の取扱いについて

以下の教育関係事業についての調整結果が報告されました。

- ・ 外国語指導助手事業
- ・ スクールサポート事業
- ・ 中学生対象海外研修事業
- ・ 情報教育推進事業
- ・ 教育相談事業
- ・ セーフティパトロール事業

報告第 3 0 号 窓口業務の取扱いについて

窓口で取り扱う主な業務と、窓口業務の時間外の対応等について報告がなされました。

報告第 3 1 号 - 1 一般職の職員の身分の取扱いについて

職員の職の設置並びに職名について報告がなされました。

報告第 3 2 号 防災、交通安全関係の取扱いについて

防災予防・災害応急対策として「災害対策本部」を設置する旨の報告がなされました。

報告第 3 3 号 地域振興事業の取扱いについて

地区魅力化事業についての調整結果が報告されました。

報告 3 4 号 - 1 その他事務事業の取扱いについて

選挙公営及び財政事業やバランスシート等の公表についての調整結果が報告されました。

報告第 3 5 号 合志西合志二町合併協議会介護保険事業計画策定委員について

合志町・西合志町より各 1 0 名ずつの委員が選任された旨の報告がありました。

## 第14回協議会概要

第14回合志西合志二町合併協議会を平成17年11月21日(月)午後1時30分から合志町役場において開催されました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、合併までに調整するとされていた以下の項目について、資料により調整結果が報告されました。

調整内容については、別添資料をご覧くださいますようお願いします。

### 【報告事項】

報告第36号 合志市「市章」選定について

前回の協議会で決定された最優秀賞の受賞者(萱野光俊様 熊本市)に対して、秋吉会長から表彰状と賞金30万円が手渡されました。

報告第22号 - 3 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の中で以下の項目について調整結果が報告されました。

- ・ 外出支援サービス事業
- ・ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ・ 訪問理美容サービス事業
- ・ 生活管理指導短期宿泊事業
- ・ 「食」の自立支援事業(配食サービス)
- ・ 家族介護教室
- ・ 介護用品の支給
- ・ 家族介護者交流事業(元気回復事業)
- ・ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- ・ 緊急通報体制等整備事業
- ・ 敬老事業(敬老会等)
- ・ 長寿祝金等
- ・ 金婚等

報告第37号 - 1 国民健康保険の取扱いについて

短期被保険者証の交付及び被保険者資格証明の更新方法等について、調整結果が報告されました。

報告第38号 自治会、行政区の取扱いについて

嘱託員の名称、委嘱内容及び報酬等について、調整結果が報告されました。

報告第39号 国際交流事業の取扱いについて

人材育成等を目的として実施している海外研修事業の事業内容等について、調整結果が報告されました。

報告第40号 広報広聴関係事業の取扱いについて

新市の広報誌及びホームページの内容等について調整結果が報告されました。

報告第34号 - 2 その他事務事業の取扱いについて

監査の実施日等、工事入札参加資格者格付審査事項等及び工事入札審査事項等について、調整結果が報告されました。

## 第15回協議会概要

第15回合志西合志二町合併協議会を平成17年12月5日(月)午後1時30分から西合志町民図書館において開催されました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、合併までに調整するとされていた以下の項目について、資料により調整結果が報告されました。

調整内容については、別添資料をご覧くださいますようお願いします。

### 【報告事項】

報告第22号 - 4 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の中で以下の項目について、調整結果が報告されました。

- ・ 転倒骨折予防教室
- ・ 地域住民グループ支援事業
- ・ 高齢者筋力向上トレーニング事業
- ・ 高齢者サービス調整チーム

報告第23号 - 2 保健衛生関係事業の取扱いについて

結核予防事業の実施内容等について、調整結果が報告されました。

報告第37号 - 2 国民健康保険の取扱いについて

国民健康保険税の税率等並びに人間ドック及び脳ドックの助成限度額等について、調整結果が報告されました。

報告第29号 - 2 学校教育関係の取扱いについて

奨学金の貸与額、貸与条件等について調整結果が報告されましたが、そのうち貸与額について、委員から「旧町の額よりも少なくなる区分があるのは、子育て支援を掲げている新市のまちづくりの趣旨に反するのではないか」との意見が出されたため、再度調整が行われ、各区分(大学国立等)ともに旧町の高い額を貸与額とすることで調整されました。

報告第41号 消防第の取扱いについて

消防団の組織、報酬額及び各種補助金について、調整結果が報告されました。

報告第42号 - 1 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体等への補助金額調整に関する交付基本方針について報告されました。

報告第34号 - 3 その他事務事業の取扱いについて

文書の適正な取扱いを確保するために必要な事項について、調整結果が報告されました。

## 第16回協議会概要

第16回合志西合志二町合併協議会が平成18年2月10日(金)午後3時30分からひのくにふれあいセンターにおいて開催されました。

会議は、秋吉不二雄会長のあいさつ後、合併までに調整するとされていた項目の調整結果や、新市誕生に係る報告事項について、資料により以下のとおり報告されました。

調整内容等については、別添資料をご覧くださいますようお願いします。

### 報告第23号 - 3 保健衛生関係事業の取扱いについて

保健衛生関係事業の中で以下の項目について、調整結果が報告されました。

- ・ 母子保健事業
- ・ 育児等健康支援事業
- ・ 歯科保健事業
- ・ 予防接種事業
- ・ 老人保健事業

### 報告第29号 - 3 学校教育関係の取扱いについて

第13回協議会で報告され、再度検討することとされた「スクールサポート事業」について、以下のとおり調整結果が報告されました。

#### 【スクールサポート事業】

- ・ 小学校英語指導は新市においても実施する。
- ・ 介護補助員は必要に応じて配置する。
- ・ 生活指導助手、学習指導補助員は名称を教育活動指導助手と統一し、小中学校に配置する。

### 報告第31号 - 2 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職員の給料表、級別職務分類表、及び各種手当について調整結果が報告されました。

### 報告第43号 特別職の職員の身分の取扱いについて

新市において設置する審議会・委員会等附属機関等の定数、任期及び報酬等について調整結果が報告されました。

### 報告第44号 条例、規則等の取扱いについて

新市において制定される条例、規則等の件数や、合併時と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行される条例について調整結果が報告されました。

報告第45号 公共的団体等の取扱いについて

現2町の区域にそれぞれ設置されている公共的団体等について、新市スタート後のあり方等について調整結果が報告されました。

報告第42号-2 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて

現2町でそれぞれ施行している各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて、調整結果が報告されました。

報告第46号 合志市内循環バスの運行について

新合志市域内の生活交通の確保や、新市庁舎間や各公共施設を結ぶ路線を整備し住民福祉の向上を図るため、「合志市内循環バス」を運行することが報告されました。

報告第47号 合志市次世代育成支援行動計画について

「子育て支援日本一のまちづくり」を目指すための施策案を盛り込んだ「合志市次世代育成支援行動計画」が報告されました。

報告第48号 合志市長職務執行者の選任について

地方自治法施行令第1条の2に基づき、合併後、新市長が選挙されるまでの間、その職務を行うために、合志市長職務執行者として秋吉不二雄氏（現合志町長）が選任されたことが報告されました。

報告第49号 暫定行政委員会委員について

合併後に暫定的に設置される選挙管理委員会、教育委員会及び固定資産評価審査委員会の委員予定者名が報告されました。

報告第50号 合志市役所の開庁式について

合併日に開催される合志市役所開庁式の内容について報告されました。

報告第51号 合志西合志二町合併協議会の廃止について

地方自治法第252条の6に基づき、合志西合志二町合併協議会を廃止することが報告されました。